

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号通所事業サービス
重要事項説明書**

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業サービス 重要事項説明書

この介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業サービス重要事項説明書は、当事業所の運営規定や勤務体制、その他重要事項を記したものです。利用者またはその代理人（ご家族等）に対してこの文書を交付しご説明申し上げることは事業者の義務として法令上規定されています。

1. サービスを提供する事業所の概要

事業所名	株式会社 灯虹 【デイサービス 向日葵】			
所在地	奈良県桜井市大字池之内 997 番地			
電話番号	0744-43-2387			
FAX番号	0744-43-2388			
介護保険指定事業者番号	2970600637			
サービスを提供する地域	桜井市			
損害賠償責任保険加入先	東京海上日動火災保険			
職員 体制	職 種	常 勤	非 常 勤	計
	管理者 兼 生活相談員	1人	人	1人
	生 活 相 談 員	人	人	人
	事 務 職 員	1人	人	1人
	サービス従事者			
	看護師	1人	人	1人
	准看護師	人	人	人
	理学療法士	1人	人	1人
	介護福祉士	1人	人	1人
	ヘルパー1級/2級修了者	1人	1人	2人
その他（送迎運転手・無資格者）	1人	1人	2人	
営業日	日曜日から金曜日（年末年始休暇<1/1~1/3を除く）			
休業日	土曜日			
営業時間	7：45～18：00			
サービス提供時間	8：00～17：30			

2. 事業所の目的

- 別途定める指定第1号通所事業所運営規定により、「株式会社 灯虹」が開設する「デイサービス 向日葵」のデイサービスセンターが行う介護予防・日常生活支

援総合事業第1号通所事業の適正な運営を確保する為に、人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し適切な介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業のサービスを提供することを目的とします。

3. 事業所の運営方針

- 事業所のサービス従事者は、あらかじめ利用者の心身の状況、生活環境、本人および家族の希望等を尊重して作成した個別サービス計画書に基づき、利用者がその有する能力に応じて居宅において自立した日常生活も営むことができるよう支援することを目的として、当デイサービスセンターにおいて入浴および食事の提供、生活などに関する相談・助言・健康状態の確認、その他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を適切に提供します。
また、利用者の社会的孤立感の解消並びに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図ります。
- 事業の提供に当たっては親切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対しサービス提供方法等について理解しやすいように説明を行います。特に認知症の要介護者に対しては必要に応じ、その特性に対応したサービスの出来る体制を整えます。
- 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4. サービス内容

- 当デイサービスセンターへの送迎、センターにおいての入浴および食事の提供（これらに伴う介護も含みます）、生活などに関する相談・助言、健康状態の確認、その他お客様に必要な日常生活のお世話、ならびに機能訓練を行います。

5. その他

<感染症受入れ>

要相談

※ 但し、主治医の診断により感染の危険が無いとの結果による。

<器具使用者受入れ>

ストマ、カテーテル、胃ろう、在宅酸素

※ 状況によるため要相談

6. 利用料金

<サービス利用料>

桜井市の定める公定料金の通り（別紙料金表参照）

<料金のお支払方法>

- お支払いは、毎月末締めの上月末支払いとなります
- お支払いは、ご集金とさせていただきます。

<キャンセル料>

サービスの利用をキャンセルする際には、すみやかに当事業所までご連絡ください。サービス利用日の前日営業時間以降のキャンセルについては、1サービスに付、『金1,000円』を請求させていただきます。

※ サービス利用日の前日営業時間内にご連絡いただいた場合にはキャンセル料はいただきません。

※ キャンセル料は介護保険対象外の為、別途消費税がかかります。

7. サービスのご利用についての注意事項

<実施するサービスについて>

- 介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業サービスは、居宅サービス計画および個別サービス計画書に基づいて提供いたします。
- 居宅サービス計画および個別サービス計画書で定められた以外の業務をサービス従事者に依頼することはできません。
- サービス内容の変更に関しては、利用者またはご家族が直接サービス従事者に指示することはできません。サービス実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。
- サービス内容の変更については、ケアマネジャーまたは当デイサービスセンターの管理者または生活相談員にご依頼ください。
- 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用し、事業所の施設、設備を故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損した場合等には、事故の費用により原状に復するか、または相当の代価を支払うものとする。
- 利用者は機能訓練を行う場合、機能訓練指導員等の指示により行うものとします。
- 利用者は、介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業者や他の利用者に対し、迷惑をおよぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行ってはなりません。
- 利用者は、決められた場所以外での喫煙をしてはなりません。
- 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者とその家族との協議により、施設、設備の利用方法を決定します。

<秘密保持>

- 事業者およびサービス従事者は、介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業サービスを提供する上で知り得た利用者および介護者（家族等）にも関する事項を正当な理由もなく第三者に漏洩しません。この守秘義務はサービスが終了した後も継続します。
- 事業者およびサービス従事者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等にご利用者に関する心身の状況等の情報を提供できるものとします。
- ご利用者にかかる居宅介護支援事業者やその他居宅サービス事業所との連携を図るために、個人情報を用いる必要がある場合、事前に同意の文書を交わすことといたします。

<サービス従事者の倫理規定>

- サービス従事者個人の電話番号や住所は、お知らせできないことになっております。
- サービス従事者は、工作中的の茶菓、お礼は一切受け取れないことになっております。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者・担当者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	代表取締役 橋本 昭彦
虐待防止に関する担当者	管理者兼生活相談員 橋本 昭彦

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修（テレビ電話装置等を活用して行うこともできるものとする）を実施します。

9. 身体拘束等の禁止

事業者は、利用者の身体拘束等の禁止のために、下記の対策を講じます。

- (1) 身体拘束等の禁止に関する責任者・担当者を選定しています。

身体拘束等禁止に関する責任者	代表取締役 橋本 昭彦
身体拘束等禁止に関する担当者	管理者兼生活相談員 橋本 昭彦

- (2) 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- (3) 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録するものとします。
- (4) 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
- ア 身体拘束との適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこともできるものとする）の定期的開催及びその結果について従業者への周知徹底（1年に1回以上）
 - イ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施（1年に1回以上）

10. 業務継続計画の策定等

- ・感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ・感染症及び災害に係る研修（テレビ電話装置等を活用して行うこともできるものとする）を（年1回以上）に行います。
- ・感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

11. 緊急時の対応方法

サービスの提供中にご利用者の容体に変化等があり、緊急の対応が必要と判断される場合は、事前の打合せにより決めさせていただいた、主治医、救急隊、ご親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。（原則としてデイサービスの職員は救急車への同乗はいたしません）

12. サービス提供時の事故について

- サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者様に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村、ご親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。又、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- サービスの提供にともなって、当事業所の責めに帰すべき事由により、万一事故が発生し、ご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、速やかに必要な措置を講じるとともに損害を賠償します。
- 但し、ご利用者又はその代理人に予めご了解のあったサービス内容及びサービス手順での提供中に、ご利用者又はその代理人の重過失から事態が発生した場合には、当事業所は賠償責任を免除、または賠償額を減じる事があります。
- 当事業所では、万が一の事故発生に備えて前記1に記載の通り施設損害賠償責任保険に加入しています。

- なお、当事業所の責めに帰すべからざる事由によって生じた損害については、当事業所は賠償責任を負いません。
とりわけ以下の事由に該当する場合には、当事業所は賠償責任を免れます。
- ① 利用者が、契約締結時にその疾患および身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ② 利用者もしくは介護者（家族等）が、介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業サービスの実施のため 必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業サービスを 原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
- ④ 利用者または介護者（家族等）が、事業者およびサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

13. 衛生管理等について

- (1) 従事者は等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

14. サービス提供の記録

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業の実施の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

デイサービス 向日葵 料金表

令和6年6月1日より

【日常生活支援総合事業 第1号通所事業サービス】

【日常生活支援総合事業 第1号通所事業サービス(一月につき)】

			単位数	自己負担額(円)
予防型デイサービス1	月5回以上の利用(4時間以上)	要支援 1	1,798	1,824
予防型デイサービス2	月9回以上の利用(4時間以上)	要支援 2	3,621	3,672
機能訓練型デイサービス1	月6回以上の利用(4時間未満)	要支援 1	1,798	1,824
機能訓練型デイサービス2	月11回以上の利用(4時間未満)	要支援 2	3,621	3,672
ミニデイサービス1	月7回以上の利用(4時間未満)	要支援 1	1,798	1,824
ミニデイサービス2	月13回以上の利用(4時間未満)	要支援 2	3,621	3,672

【日常生活支援総合事業 第1号通所事業サービス(一回につき)】

			単位数	自己負担額(円)
予防型デイサービス1回数	月4回までの利用(4時間以上)	要支援 1	436	443
予防型デイサービス2回数	月8回までの利用(4時間以上)	要支援 2	447	454
機能訓練型デイサービス1回数	月5回までの利用(4時間未満)	要支援 1	349	354
機能訓練型デイサービス2回数	月10回までの利用(4時間未満)	要支援 2	353	358
ミニデイサービス1回数	月6回までの利用(4時間未満)	要支援 1	289	294
ミニデイサービス2回数	月12回までの利用(4時間未満)	要支援 2	291	296

【日常生活支援総合事業 第1号通所事業サービス(加算)】

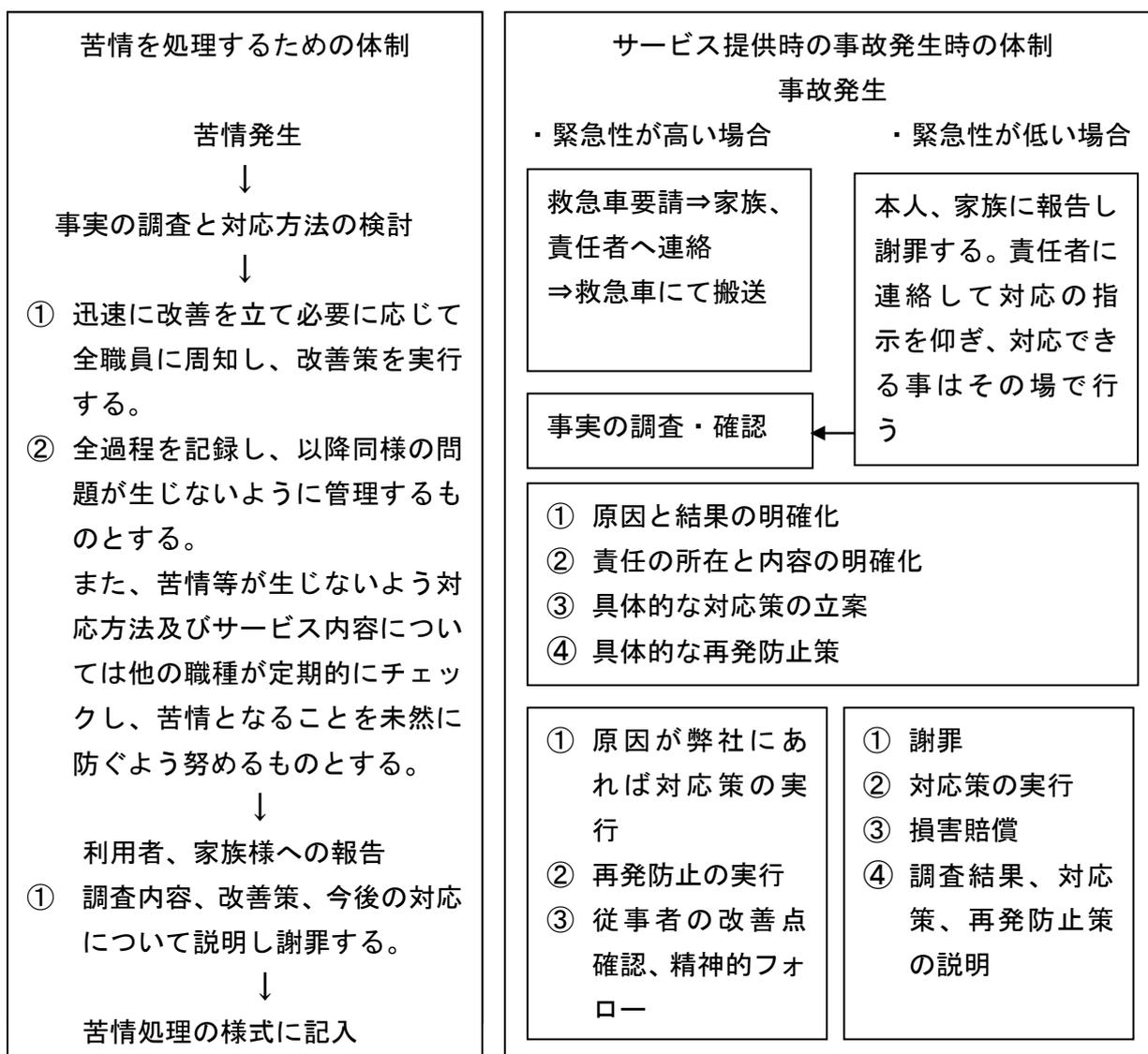
			単位数	自己負担額(円)
*ミニデイ入浴加算	ミニデイサービスのみ対象	要支援1・2	50	51
*介護職員処遇改善加算Ⅱ	全サービス対象	要支援1・2	所定単位数の9.0%	

【食事・日常生活費等(単位 :円)】

食費	650	おやつ代含む
日用品費	50	トイレトーパーパー・ティッシュ・シャンプー等
教養娯楽費	50	塗り絵・ちぎり絵等の創作活動
オムツ代	100	リハビリパンツ・テープ式
オムツ代	50	フラット
オムツ代	30	尿とりパッド
行事による外出・材料代	実費	外食・温泉・ボランティア等
キャンセル料	当日8:00までにお休みの連絡がない場合 500円/1回	

16. サービス内容に関する相談・苦情の窓口

社内相談窓口	当事業所相談窓口	(電話) 0744-43-2387 (担当) 橋本 昭彦
外部苦情 申し立て機関	桜井市 介護保険相談窓口	(電話) 0744-42-9111 <内線 2172>
	奈良県国民健康保険 団体連合会	介護保険 指導相談係 (電話) 0744-29-8326



非常災害時の対策	
災害時の対応	別途定める「防災及び非常災害時対応マニュアル」にのっとり対応する
近隣との協力関係	桜井市消防署に応援をお願いします
平常時の研修	マニュアルに基づき年1回研修を行います
防災設備	自動火災報知機・誘導灯（ガス漏れ報知機）・シャッター・屋内消火器・非常通報装置・カーテン等は防災性能の有る物を使用しています

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

<説明者>

事業所名 株式会社 灯虹
【 デイサービス 向日葵 】

担当者名

管理者兼生活相談員 橋本 昭彦 印

私は、本書面に基づいて事業者から介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業サービスについての重要事項の説明を受け、介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業サービスの提供開始を同意しました。

<利用者>

住 所

氏 名

印

電話番号・FAX番号

<代理人>

住 所

氏 名

印

(続柄)

電話番号・FAX番号